

第 8 期 練馬区高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(令和 3 ～ 5 年度)
～ 国の検討状況について ～
(令和元年 6 月末時点)

令和元年 7 月 24 日

第 4 回 練馬区介護保険運営協議会

0. はじめに

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

① 高齢者保健福祉計画

- ・ 高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定

② 介護保険事業計画

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定
- ・ 国が定める基本指針を踏まえた策定が必要

(2) 計画策定にあたり押さえるべき主な国の会議

① 社会保障審議会介護保険部会

- ・ 介護保険制度の施行状況を踏まえ、介護保険制度に関する課題及びその対応方策等について議論するために社会保障審議会に設置された専門部会

② 全国担当課長会議（介護保険、高齢者保健福祉）

- ・ 計画策定にあたる調査や推計ツール、基本指針等が国から自治体に対して示される会議

(3) 本日のご説明範囲

1. 第8期策定スケジュール（案）
2. 介護保険部会の検討動向（概要）

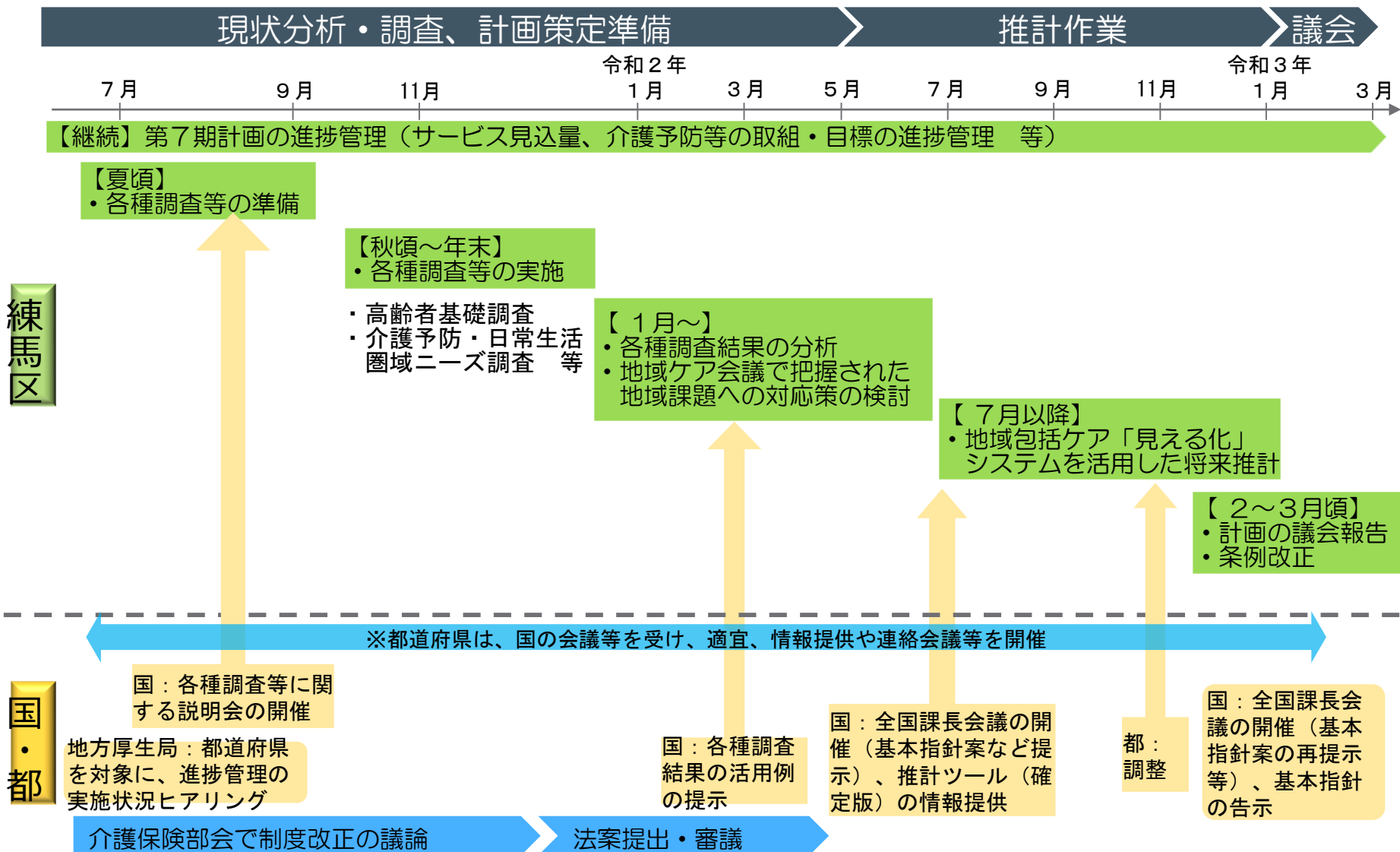
（出典）

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（3月19日）、
社会保障審議会介護保険部会（2月25日、3月20日、
5月23日、6月20日）

参考：第8期策定にあたり、国が新たに示す調査・ツール等
（平成30年度老人保健健康増進等事業）

※夏頃に詳細が厚生労働省から示される予定

1. 第8期計画策定スケジュール（案）



出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料及び第7期計画策定スケジュールを基に、区の動きを中心に整理

2. 社会保障審議会介護保険部会 検討概要

- 前回の制度改正では、下記2点に取り組んだ
 - (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- 次期制度改正に向けて、引き続き「高齢化の進展」に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みつつ、2025年以降の「現役世代人口の急減」という新たな重要課題に対応し、
 - (1) 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
 - (2) 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を図っていく必要がある。

- そのため、下記の分野横断的なテーマについて検討する（今後の議論に応じて見直しあり）
 1. 介護予防・健康づくりの推進
（健康寿命の延伸）
 2. 保険者機能の強化
（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
 3. 地域包括ケアシステムの推進
（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
 4. 認知症「共生」・「予防」の推進
 5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

今後、各項目について議論が重ねられ、年末までに、「介護保険制度の見直しに関する意見」としてまとめられる予定

2. 介護保険部会 介護予防・健康づくりと保険者機能の強化①

- 高齢化の進展に加え、世帯構造の変化が並行して進み、2040年に向けて、介護サービス需要が更に増加・多様化していく
- 2025年以降は、現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題
- 一方、従来の高齢者像が変化
 - ✓ 身体面における高齢者の体力指標の向上
 - ✓ 社会参加活動への参加希望層等が増加傾向



- 2040年を展望すると、介護サービス需要に応える基盤整備を着実に進め、高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続する基盤づくりが重要
- 健康づくりと介護予防の推進（健康寿命の延伸）は、介護保険制度にとっても大きなテーマ
- こうした取組が地域で推進され、より多くの高齢者が参画することで、地域のつながり強化及び地域活力の維持・向上に寄与することを期待

1. 保険者機能の強化

介護サービス基盤の整備に加え、予防・健康づくりの取組を通じ、介護サービス基盤としての地域のつながり強化につなげていくことが求められる

2. 地域支援事業等の更なる推進、健康づくりと介護予防の推進

地域で暮らし続けるための社会参加（地域住民の主体的な取組）を軸として、すべての高齢者を視野に入れた取組を推進していくことが必要

3. 保険者機能強化推進交付金の機能強化

交付金の取組を更に促進し、実効的なものとしていくため、推進機能の強化に向けた、きめ細やかな見直しと仕組みづくりを検討することが必要

2. 介護保険部会 介護予防・健康づくりと保険者機能の強化②

○ 地域支援事業等の更なる推進、健康づくりと介護予防の推進

(1) 現状と課題

地域支援事業の等の更なる推進

【地域包括支援センター】

○ 高齢化の進展への的確な対応、介護離職ゼロの実現に向けた役割等で期待されており、業務・人員体制の確保が課題

【ケアマネジメント】

○ 居宅介護支援の請求事業所数、利用者数は年々増加。利用者宅への訪問や書類作成、他機関との連携などが負担に

○ 介護支援専門員の業務負担の軽減をはじめとする環境整備、質の高いケアマネジメントの実現が必要

【介護予防・日常生活支援総合事業】

○ 多様なサービスが実施されている市町村は訪問型サービスで約5割、通所型サービスで約6割にとどまる

健康づくりと介護予防の推進

○ 通いの場に取り組む市町村や高齢者の参加率は増加傾向。参加者の増加に向け、地域特性に応じた更なる取組が必要

○ 民間事業者など多様な主体との連携、インセンティブのあり方等、内容の充実や普及啓発等を更に図ることが必要

○ より効果的な介護予防の取組を進めるため、専門職の関わり方について更に整理・検討することが必要

(2) 論点（抜粋）

【地域包括支援センター】

○ 地域包括支援センターの役割、その役割を果たすための取組

【ケアマネジメント】

○ ケアマネジメントの現状と課題

○ 介護支援専門員が果たす役割を効果的に果たせるようにするための取組

【総合事業等】

○ 現状の評価、より効果的に推進するための取組

【一般介護予防事業等の効果的な実施方策】

○ 今後求められる機能

○ 専門職の関与の方策等

2. 介護保険部会 多様なニーズに対応した介護の提供・整備①

○ 今後の高齢化の進展、介護サービス基盤整備

(1) 現状と課題

年齢階層別の特徴、今後の高齢化の進展

- 要介護認定率や一人当たり介護給付費は、特に85歳以上で急増。その動向が今後の介護サービス基盤整備等を検討するうえで重要
- 在宅・居住系・施設別の介護サービス利用者数の割合を年齢階層別にみると、居住系サービスの利用は75～84歳の層、施設サービスの利用は85歳以上の層で顕著に増加
- 2025年にかけて、全都道府県で高齢者数が増加。東京圏は85歳以上高齢者割合が他地域と比べ低い
- 第7期計画では、2020年度までに介護施設で約10%増、居住系サービスで約17%増、在宅サービスで約10%増の整備見込み。特に三大都市圏では居住系サービスが増加
- 第8期介護保険事業計画では、下記も踏まえて必要なサービス量を見込む
 - ✓ 介護離職ゼロに対応した整備量の上乗せ
 - ✓ 地域医療構想による病床の機能分化・連携に伴う介護サービスへの整備
 - ✓ 介護予防等の取組状況

サービス基盤の状況

- 介護サービス基盤の整備にあたっては、介護離職ゼロに向けた取組も踏まえることが必要

(2) 論点（抜粋）

- 2025年を見据えた、計画的な介護の受け皿整備の方策（高齢化の進展・度合いの地域差を踏まえる）
- 介護離職ゼロの実現に向けた取組を効果的に進める観点から、受け皿となるサービスごとの機能・特徴や現状を踏まえた基盤整備

2. 介護保険部会 多様なニーズに対応した介護の提供・整備②

○地域包括ケアシステムの推進

(1) 現状と課題

介護施設、居住系サービス

- 政令市や東京・神奈川等では、施設・居住系のうち居住系サービスの利用者割合が比較的高い
- 都市部の介護施設整備に制約があるなか、現状と基盤整備の考え方を整理することが重要

医療ニーズへの対応、医療・介護の連携

- 平成30年度改定では、切れ目なくサービスを受けられる体制整備のため、ケアマネ事業所における入院時連携、特養における看取りの評価の充実、介護医療院の創設等を実施
- 平成26年改正では、在宅医療・介護連携推進事業を創設

在宅サービス、地域支援事業等

- 地域密着型サービス、小多機、看多機等の創設など、単身・独居の高齢者も含め、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な在宅サービスを整備
- 空き教室や旧校舎等の活用など、各市町村において既存資源も含め地域の実情に応じてサービスを組み合わせて提供されるよう、整備が進められてきた

(2) 論点（抜粋）

- 在宅サービス・施設サービス・居住系サービスや、地域支援事業等の地域の高齢者を支えるサービスを適切に組み合わせて整備していくための方策
- 施設・居住系サービスの整備にあたり、教育機関の空きスペースや医療機関等の既存施設を活用するなどの工夫の必要性
- 要介護3以上の中重度者の増加数が多い都市部における、介護施設の整備。土地利用等の制約のあるなかでのサービスの受け皿整備
- 医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加することを踏まえ、考えるべき点
 - ✓ 医療・介護の役割分担と連携を一層推進する観点から、介護サービスに求められる役割
 - ✓ 介護医療院の円滑な転換に向けた取組
 - ✓ 在宅医療・介護連携推進事業に求められる役割とその推進方策

2. 介護保険部会 認知症施策の総合的な推進

(1) 現状

- 介護保険事業計画策定のための基本的事項として、認知症施策の推進については新オレンジプランに沿って取組を進めることが重要と定める（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）
- 認知症施策推進関係閣僚会議が昨年設置され、本年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられた

認知症施策推進大綱

- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている
- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ② 予防
 - ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(2) 論点（抜粋）

- 介護保険制度において、認知症施策推進大綱を推進するための方策についてどのように考えるか

参考：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

- 平成27年に、厚生労働省が関係府省庁と共同して策定
 - 7つの柱は下記のとおり
- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
 - ③ 若年性認知症施策の強化
 - ④ 認知症の人の介護者への支援
 - ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
 - ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
 - ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

参考：第8期計画策定に係る新たな調査等

- 次のような新たな調査及び支援ツールに関する調査研究が2018年度に行われており、今後、国から示される予定
- ただし、地域の実情に応じて計画のビジョン・検討事項・指標等の設定を検討することが必要であり、全ての地域で新たな調査等を採用すべきというものではない

調査の名称	調査・分析対象	主な目的	備考
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	「（自宅等の居住者で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討	<ul style="list-style-type: none"> •事業者票（管理者が回答）、利用者票（ケアマネジャーが回答）の2種類 •参照指標として、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しい人の割合を下げる」が挙げられている
居所変更実態調査	施設・居住系サービス（サ高住・住宅型有料含む）	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討	<ul style="list-style-type: none"> •参照指標として、「過去1年間に、居所を変更した人の割合を下げる」が挙げられている
在宅介護実態調査の分析ソフトの改良	在宅生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける(た)方	要介護認定ソフト2018へのバージョンアップ対応のためソフトを改良 ※調査は第7期から実施	<ul style="list-style-type: none"> •参照指標として、「施設等の検討について『入所・入居は検討していない』の割合を高める」「在宅生活の継続に向けてポイントとなる介護について、『主な介護者が不安に感じる』割合を下げる」「今後も仕事と介護の両立を「問題なく、続けていける」の割合を高める」が挙げられている
<手引き> 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5の認定を受けていない高齢者	<ul style="list-style-type: none"> •地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定する •総合事業の評価に活用 •介護保険事業計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理に活用 	<ul style="list-style-type: none"> •第7期からの調査項目の変更はない見込み